

近海を操業する中規模漁船の海技資格の見直し

国土交通省
農林水産省

昨年 12 月 21 日の水産 WG での議論を踏まえ、近海（100 海里以内）を操業する中規模（総トン数 20 トン以上長さ 24m 未満）の漁船の海技資格の見直しについて、安全運航の確保を前提に、以下のように必要な検討を実施する。

○検討方法の見直し

- ・現状の中規模漁船及び同様の操業を行うその他の漁船等の個々のスペック、操業実態、使用燃料、船員の配乗実態、船内での作業実態等を調査（長期間は必要としない）。
- ・調査結果を踏まえ、エンジンの構造・出力等の性能、使用される燃料油、船舶の構造等の差異による機関士の業務内容の差違について客観的・技術的に検証し、近海操業中規模漁船に必要とされる海技資格のあり方について検討。
- ・検討会を中立的機関や大学等の船舶関係有識者をメンバーに加えて改組し、技術的検証についてはこれらのメンバーを中心に行う。

○検討すべき論点

- （1）最大 10 日間の航行期間中に必要となる船内におけるエンジンのメンテナンス
- （2）エンジンのトラブル・事故時の対応
- （3）エンジンの構造
- （4）小型船舶操縦士で対応可能かどうか。

以上の項目について、小型漁船やプレジャーボートに関する現状の規制等も踏まえつつ、海技士（航海・機関）の乗組みの必要性及び何らかの緩和を行う場合の代替措置の必要性を検討する。

①他の乗組員が機関に関する簡易な講習を受講するなど一定の要件の下に海技士（機関）を省略する（20 条特例の活用等）、②小型船舶となる中規模漁船の範囲を明確にした上で小型船舶操縦士 1 人の配乗でよいこととする、③上記①・②を段

階的に実施するなど、見直しの方向性の選択肢が考えられるところ、国土交通省と水産庁が十分に連携・調整して決定する。

○スケジュール

- ・平成31年3月末まで 中規模漁船等のスペック、操業実態、使用燃料、配乗実態、船内での作業実態等を調査。
- ・同年4月～5月 調査したスペック等を踏まえ、客観データを基準にして技術的に検証。
- ・6月 海技士(機関)に関する規制の見直しの方向性について一定の取りまとめ。
- ・年内 必要に応じ、実証実験等も行った上で、海技士(機関)の規制の見直しを確定・実施。
- ・年内 必要に応じ、実証実験等も行った上で、小型漁船の定義見直しの内容について取りまとめ。
- ・平成32年度目途 小型漁船の定義を改正。